

議案第8号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり職員の退職手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(失業者の退職手当)

第15条 略

2～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) 略

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) 略

12・13 略

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職

(失業者の退職手当)

第15条 略

2～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) 略

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) 略

12・13 略

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

手当の支給があったものとみなす。

- (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
- (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 略

附 則

1～5 略

- 6 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項におい

15～17 略

附 則

1～5 略

- 6 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続

て同じ。)の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社
の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の
退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その
者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話
株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正
前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第
2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年
4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式
会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期
間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日
本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相
当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りで
ない。

7～18 略

19 令和9年3月31日以前に退職した職員であって第15条第1項、
第3項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けるものに
対しては、これら及び同条第10項に規定する場合のほか、その

期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条(昭和59年法
律第71号)及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の
施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87
号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭
和28年法律第182号)第2条第2項に規定する職員としての引き
続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株
式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職
員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日
本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したこ
とにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受
けていてるときは、この限りでない。

7～18 略

19 令和7年3月31日以前に退職した職員であって第15条第1項、
第3項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けるものに
対しては、これら及び同条第10項に規定する場合のほか、その

ものが特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（第15条第10項第2号ア又はイに掲げる者を除く。）である場合には、雇用保険法附則第5条の規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第15条第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

20～28 略

ものが特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（第15条第10項第2号ア又はイに掲げる者を除く。）である場合には、雇用保険法附則第5条の規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第15条第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

20～28 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例第15条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた

ものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第9号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）～（11） 略	境港市及び日野郡の町
2の3 旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）～（3） 略	境港市及び日野郡の町
略	

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）～（11） 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町
2の3 旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）～（3） 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町
略	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に倉吉市が行った改正前の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表2の2の項及び2の3の

項に掲げる事務は、知事が行った事務とみなす。

議案第10号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

次のおり水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1 (第2条関係)

1 第3条の表第1号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区分	1日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル)	項目及び許容限度	
		略	大腸菌数 (単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位) 日間平均
既設特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	略	800
	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場	略	800
し尿処理施設	25以上50未満	略	800

別表第1 (第2条関係)

1 第3条の表第1号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区分	1日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル)	項目及び許容限度	
		略	大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個) 日間平均
既設特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	略	3,000
	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場	略	3,000
し尿処理施設	25以上50未満	略	3,000

(A) を設置する特定事業場	満				
	略				
	25以上50未満	略	略	3,000	略
	略				
下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上50未満	略	略	3,000	略
	略				
	25以上50未満	略	略	3,000	略
	略				
その他の特定事業場	25以上50未満	略	略	3,000	略
	略				
	25以上50未満	略	略	3,000	略
	略				
新設特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	略	略	3,000	略
	略				
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	略	略	3,000	略
	略				
新設特定事業場	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定	略	略	800	略
	略				
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	略	略	800	略
	略				
(A) を設置する特定事業場	満				
	略				
	25以上50未満	略	略	800	略
	略				
下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上50未満	略	略	800	略
	略				
	25以上50未満	略	略	800	略
	略				
その他の特定事業場	25以上50未満	略	略	800	略
	略				
	25以上50未満	略	略	800	略
	略				
新設特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	略	略	800	略
	略				
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	略	略	800	略
	略				
新設特定事業場	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定	略	略	800	略
	略				
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	略	略	800	略
	略				

事業場	し尿処理施設 (A)を設置する 特定事業場	25以上50未 満	略	800	略
		略			
	し尿処理施設 (B)のみを設 置する特定事業 場	25以上50未 満	略	800	略
		略			
	下水道終末処理 施設を設置する 特定事業場	25以上50未 満	略	800	略
略					
その他の特定事 業場	25以上50未 満	略	800	略	
	略				

2 第3条の表第2号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区分	1日当たりの平均的な 排出水量 (単位 立方メートル)	項目及び許容限度
		略 大腸菌群数 (単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位)

事業場	し尿処理施設 (A)を設置する 特定事業場	25以上50未 満	略	3,000	略
		略			
	し尿処理施設 (B)のみを設 置する特定事業 場	25以上50未 満	略	3,000	略
		略			
	下水道終末処理 施設を設置する 特定事業場	25以上50未 満	略	3,000	略
略					
その他の特定事 業場	25以上50未 満	略	3,000	略	
	略				

2 第3条の表第2号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区分	1日当たりの平均的な 排出水量 (単位 立方メートル)	項目及び許容限度
		略 大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)

パルプ製造業及び木材化学工業に係る特定事業場	25以上50未満	略	日間平均	800
	略			
その他の特定事業場	25以上50未満	略	日間平均	800
	略			

3 第3条の表第3号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区分	1日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル)	略	項目及び許容限度	
			大腸菌数 (単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位)	略
既設特定事業場	25以上50未満	略	日間平均	800
			略	

パルプ製造業及び木材化学工業に係る特定事業場	25以上50未満	略	日間平均	3,000
	略			
その他の特定事業場	25以上50未満	略	日間平均	3,000
	略			

3 第3条の表第3号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区分	1日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル)	略	項目及び許容限度	
			大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	略
既設特定事業場	25以上50未満	略	日間平均	3,000
			略	

場	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上50未満	略	800	略
	略	略	略	略	略
	その他の特定事業場	25以上50未満	略	800	略
新設特定事業場	旅館業に係る特定事業場及びし尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場	25以上50未満	略	800	略
	略	略	略	略	略
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上50未満	略	800	略
場	その他の特定事業場	25以上50未満	略	800	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略

備考 略

別表第2 (第2条関係)

場	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上50未満	略	3,000	略
	略	略	略	略	略
	その他の特定事業場	25以上50未満	略	3,000	略
新設特定事業場	旅館業に係る特定事業場及びし尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場	25以上50未満	略	3,000	略
	略	略	略	略	略
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上50未満	略	3,000	略
場	その他の特定事業場	25以上50未満	略	3,000	略
	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略

備考 略

別表第2 (第2条関係)

みなし指定地域特定施設を設置する特定事業場に係る第3条の表第1号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区分	1日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル)	項目及び許容限度	
		略	大腸菌数 (単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位) 日間平均
既設特定事業場	25以上50未満	略	800
	略	略	略
新設	25以上50未満	略	800
	略	略	略

みなし指定地域特定施設を設置する特定事業場に係る第3条の表第1号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区分	1日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル)	項目及び許容限度	
		略	大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個) 日間平均
既設特定事業場	25以上50未満	略	3,000
	略	略	略
新設	25以上50未満	略	3,000
	略	略	略

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 1861 448 1921">特定事業場</td> <td data-bbox="272 1648 448 1861">ちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院</td> <td data-bbox="272 1480 448 1648">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1861 544 1921">みなし指定地域特定施設である</td> <td data-bbox="448 1648 544 1861">25以上50未満</td> <td data-bbox="448 1480 544 1648">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1861 667 1921">し尿浄化槽のみを設置する特定事業場</td> <td data-bbox="544 1648 667 1861">略</td> <td data-bbox="544 1480 667 1648">略</td> </tr> </table>	特定事業場	ちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院	略	みなし指定地域特定施設である	25以上50未満	略	し尿浄化槽のみを設置する特定事業場	略	略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 1032 448 1093">特定事業場</td> <td data-bbox="272 819 448 1032">ちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院</td> <td data-bbox="272 651 448 819">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 819 544 1032">みなし指定地域特定施設である</td> <td data-bbox="448 651 544 819">25以上50未満</td> <td data-bbox="448 495 544 651">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 819 667 1032">し尿浄化槽のみを設置する特定事業場</td> <td data-bbox="544 651 667 819">略</td> <td data-bbox="544 495 667 651">略</td> </tr> </table>	特定事業場	ちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院	略	みなし指定地域特定施設である	25以上50未満	略	し尿浄化槽のみを設置する特定事業場	略	略
特定事業場	ちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院	略																	
みなし指定地域特定施設である	25以上50未満	略																	
し尿浄化槽のみを設置する特定事業場	略	略																	
特定事業場	ちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院	略																	
みなし指定地域特定施設である	25以上50未満	略																	
し尿浄化槽のみを設置する特定事業場	略	略																	
備考 略	備考 略																		

附 則
(施行期日)
1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第111号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

次のおり鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 旅券法施行令（平成元年政令第122号）第6条第1項の規定により処理することとされている旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により申請をする場合 1件につき1,900円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合）</u>にあつては、<u>3,900円</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 旅券法施行令（平成元年政令第122号）第6条第1項の規定により処理することとされている旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給 1件につき2,000円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合）にあつては、<u>4,000円</u></p>

イ その他の場合 1 件につき2,300円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,300円）

(5)～(144) 略

(145) 高压ガス保安法第31条第2項（高压ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づき高压ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1 件につき11,600円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、1 件につき11,100円）

イ～キ 略

(146)～(304) 略

(305) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づき宅地建物取引業の免許 1 件につき33,000円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6

(5)～(144) 略

(145) 高压ガス保安法第31条第2項（高压ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づき高压ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1 件につき11,600円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、1 件につき11,100円）

イ～キ 略

(146)～(304) 略

(305) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づき宅地建物取引業の免許 1 件につき33,000円

条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合にあつては、26,500円)

(306) 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新 1件につき33,000円 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合にあつては、26,500円)

(307)～(317) 略

(318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,900円
(318の2) 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 臨時免許状に係るもの 1件につき1,900円

(319) 略

(320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育職員の免許状の書換交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(306) 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新 1件につき33,000円

(307)～(317) 略

(318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,800円
(318の2) 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 臨時免許状に係るもの 1件につき1,800円

(319) 略

(320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育職員の免許状の書換交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

<p>ア 免許状の書換交付 1件につき<u>1,000円</u></p> <p>イ 免許状の再交付 1件につき<u>1,300円</u> (321)～(323) 略</p> <p>(323の2) <u>鳥取県立中学校における卒業証明書その他の証明書の交付であって、現に同学校に在学する者に対するもの以外のもの</u> 1件につき<u>420円</u> (324)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>ア 免許状の書換交付 1件につき<u>950円</u></p> <p>イ 免許状の再交付 1件につき<u>1,200円</u> (321)～(323) 略</p> <p>(324)～(328) 略</p> <p>2 略</p>												
<p>(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)</p>													
<p>第2条 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。</p>													
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>													
<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>別表（第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">手数料の種類</td> <td style="width: 50%;">開示の実施の方法</td> <td style="width: 25%;">手数料の額</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	手数料の種類	開示の実施の方法	手数料の額	略			<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>別表（第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">手数料の種類</td> <td style="width: 50%;">開示の実施の方法</td> <td style="width: 25%;">手数料の額</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	手数料の種類	開示の実施の方法	手数料の額	略		
手数料の種類	開示の実施の方法	手数料の額											
略													
手数料の種類	開示の実施の方法	手数料の額											
略													

写しの送 付に係る 手数料	写しの交 付に送付 を伴うも の	重量が25グラム以 下のもの	1 件につき <u>590円</u>
		重量が25グラムを 超え、50グラム以 下のもの	1 件につき <u>630円</u>
		重量が50グラムを 超え、100グラム 以下のもの	1 件につき <u>650円</u>
		重量が100グラム を超え、150グラ ム以下のもの	1 件につき <u>720円</u>
		重量が150グラム を超え、250グラ ム以下のもの	1 件につき <u>760円</u>
		重量が250グラム を超え、500グラ ム以下のもの	1 件につき <u>900円</u>
		重量が500グラム を超え、1キログ ラム以下のもの	1 件につき <u>1,090円</u>
		重量が1キログラ ムを超え、2キロ グラム以下のもの	1 件につき <u>1,550円</u>

写しの送 付に係る 手数料	写しの交 付に送付 を伴うも の	重量が25グラム以 下のもの	1 件につき <u>620円</u>
		重量が25グラムを 超え、50グラム以 下のもの	1 件につき <u>650円</u>
		重量が50グラムを 超え、100グラム 以下のもの	1 件につき <u>690円</u>
		重量が100グラム を超え、150グラ ム以下のもの	1 件につき <u>780円</u>
		重量が150グラム を超え、250グラ ム以下のもの	1 件につき <u>830円</u>
		重量が250グラム を超え、500グラ ム以下のもの	1 件につき <u>1,020円</u>
		重量が500グラム を超え、1キログ ラム以下のもの	1 件につき <u>1,260円</u>
		重量が1キログラ ムを超え、2キロ グラム以下のもの	1 件につき <u>1,860円</u>

別表第2（第5条関係）

区分	金額
普通診断書	1 通につき <u>2,290円</u>
健康診断書	1 通につき <u>2,290円</u>
略	
死亡診断書	1 通につき <u>2,540円</u>
死体検案書	1 通につき <u>4,710円</u>
変死体検案書	1 通につき <u>4,710円</u>
略	
通院入院証明書	1 通につき <u>2,290円</u>
療養費支払証明書	1 通につき <u>1,210円</u>
略	
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1 通につき <u>2,290円</u>
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要な	1 通につき <u>1,210円</u>

別表第2（第5条関係）

区分	金額
普通診断書	1 通につき <u>2,090円</u>
健康診断書	1 通につき <u>2,090円</u>
略	
死亡診断書	1 通につき <u>2,310円</u>
死体検案書	1 通につき <u>4,290円</u>
変死体検案書	1 通につき <u>4,290円</u>
略	
通院入院証明書	1 通につき <u>2,090円</u>
療養費支払証明書	1 通につき <u>1,100円</u>
略	
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1 通につき <u>2,090円</u>
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要な	1 通につき <u>1,100円</u>

ものを除く。）	ものを除く。）
略	略

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
別表第2(第4条関係)	別表第2(第4条関係)																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通診断書</td> <td>1通につき <u>2,290円</u></td> </tr> <tr> <td>健康診断書</td> <td>1通につき <u>2,290円</u></td> </tr> <tr> <td>死亡診断書</td> <td>1通につき <u>2,540円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死体検案書</td> <td>1通につき <u>4,710円</u></td> </tr> <tr> <td>変死体検案書</td> <td>1通につき <u>4,710円</u></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書</td> <td>1通につき <u>2,290円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	普通診断書	1通につき <u>2,290円</u>	健康診断書	1通につき <u>2,290円</u>	死亡診断書	1通につき <u>2,540円</u>	略		死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>	変死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>	通院入院証明書	1通につき <u>2,290円</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通診断書</td> <td>1通につき <u>2,090円</u></td> </tr> <tr> <td>健康診断書</td> <td>1通につき <u>2,090円</u></td> </tr> <tr> <td>死亡診断書</td> <td>1通につき <u>2,310円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死体検案書</td> <td>1通につき <u>4,290円</u></td> </tr> <tr> <td>変死体検案書</td> <td>1通につき <u>4,290円</u></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書</td> <td>1通につき <u>2,090円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	普通診断書	1通につき <u>2,090円</u>	健康診断書	1通につき <u>2,090円</u>	死亡診断書	1通につき <u>2,310円</u>	略		死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>	変死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>	通院入院証明書	1通につき <u>2,090円</u>	略	
区分	金額																																				
普通診断書	1通につき <u>2,290円</u>																																				
健康診断書	1通につき <u>2,290円</u>																																				
死亡診断書	1通につき <u>2,540円</u>																																				
略																																					
死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>																																				
変死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>																																				
通院入院証明書	1通につき <u>2,290円</u>																																				
略																																					
区分	金額																																				
普通診断書	1通につき <u>2,090円</u>																																				
健康診断書	1通につき <u>2,090円</u>																																				
死亡診断書	1通につき <u>2,310円</u>																																				
略																																					
死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>																																				
変死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>																																				
通院入院証明書	1通につき <u>2,090円</u>																																				
略																																					

<p>通院入院証明書及び診療明細書 以外の証明書（医師の記載が必 要なものに限る。）</p> <p>通院入院証明書及び診療明細書 以外の証明書（医師の記載が必 要なものを除く。）</p> <p>略</p>	<p>1 通につき 2,290円</p> <p>1 通につき 1,210円</p> <p>略</p>	<p>通院入院証明書及び診療明細書 以外の証明書（医師の記載が必 要なものに限る。）</p> <p>通院入院証明書及び診療明細書 以外の証明書（医師の記載が必 要なものを除く。）</p> <p>略</p>	<p>1 通につき 2,090円</p> <p>1 通につき 1,100円</p> <p>略</p>
--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第323号の次に1号を加える改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第4号及び第145号の改正規定 令和7年3月24日
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第4号の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる一般旅券の発給の申請について適用し、同日前に行われた一般旅券の発給の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の鳥取県個人情報保護条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる保

有個人情報の開示請求に係る保有個人情報の記録が記録されている文書、図画又は電磁的記録の写しの送付について適用し、施行日前に行われた保有個人情報の開示請求に係る保有個人情報の記録が記録されている文書、図画又は電磁的記録の写しの送付に係る手数料については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第2の規定は、施行日以後に行われる診断書その他の文書の交付の申請について適用し、施行日前に行われた診断書その他の文書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

5 第4条の規定による改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、施行日以後に行われる診断書その他の文書の交付の申請について適用し、施行日前に行われた診断書その他の文書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。